

居宅介護支援

【独居高齢者加算】

(問 1) 独居高齢者加算の取り扱いについて、住民票上では妻と子がいるが、実際には妻はグループホーム入居、子は行方不明の場合、算定できるか。

(答) 住民票において単独世帯でなかった場合であっても、介護支援専門員のアセスメントの結果によって利用者が単身で居住していると認められる場合には算定できます。なお月に一回利用者宅を訪問し、単身で居住している旨を確認し、計画書(支援経過等)に記載しておいてください。

(問 2) 独居高齢者加算を第2号被保険者に算定することはできるか？

(答) できます。

(問 3) 住民票の取得に要する費用については、事業者が負担するのか？

(答) そのとおりです。

(問 4) ケアハウスや高齢者住宅入居者に対して独居高齢者加算を算定することができるか？

(答) ケアハウスや高齢者住宅であるということだけで一律に判断することはできないが、管理者が常駐し、普段の生活の様子を聞くことのできる職員が配置されているなどであれば算定はできません。

(問 5) 月途中で体調が悪くなり、今家族の家にいるが、独居高齢者加算を算定することはできるか。

(答) 加算は算定できない。また、月途中で体調が良くなり、自宅に戻った月も加算は算定できません。

(問 6) 1ヶ月間ショートステイを利用していた場合、当月について独居高齢者加算を算定することはできるか？

(答) 自宅で独居で生活しており、「家族等と居住している利用者に比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する」のであれば算定可能です。

【初回加算】

(問 7) 要支援者が要介護認定を受けた場合、初回加算を算定することはできるか。

(答) 可能です。

(問 8) 入院などの理由によって数ヶ月介護サービスの利用がなく、空白期間を経た後アセスメントをいちから行い居宅サービス計画を作成する場合、初回加算を算定できるか？

(答) 当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていなければ、算定可能です。

(問 9) 医療連携加算と退院・退所加算を1ヶ月の間に同時に算定することはできるか？

(答) それぞれの要件を満たしておれば、算定可能です。

【退院退所加算】

(問 10) 入院期間とは、入院の日や退院の日も算入するのか？

(答) 短期入所、入所または入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含みます。

(問 11) 退院後あまり状態が変わらなかったで翌月からの認定有効期間にあわせてプランを作り変えただけで、退院時にはケアプランを作り直していないが算定できるか？

(答) 医療機関等の職員と面談し必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス利用の調整を行うことが加算の要件であるので算定できません。

(問 12) 退院退所加算と初回加算の両方を算定できるケースの場合どちらを算定すべきか。

(答) 要件を満たしていればどちらを算定してもかまいません。

【特定事業所加算】

(問 13) 特定事業所加算 の算定要件となる利用者の数について、包括から委託を受けた利用者の数も含めて50%以上必要か？

(答) 委託の分は含まずに利用者の総数を計算してください。

【予防支援】

(問 14) 月途中で要介護状態区分が要支援から要介護に変更となったが、要介護への変更日以降、サービスの利用実績がなかった場合、当該月の給付管理はどこが行うのか？

(答) 原則として介護予防支援事業所が行います。

【請求】

(問 15) 変更申請をされていて6月30日に認定結果が出たが、7月に請求することはできるか。

(答) 認定日が月末であれば、翌月に請求できます。

(問 16) 月初めに福祉用具貸与を利用していた利用者が、途中で小規模多機能居宅介護を利用開始した。月初めの福祉用具貸与についてどこが給付管理するのか。

(答) 月途中で小規模多機能型居宅介護の利用を開始又は終了した場合は、利用開始前又は終了後の居宅介護支援事業所が、小規模多機能型居宅介護を含めて給付管理を行います。